

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

(目次)

- 「みやぎ子ども議会」開かれる…… 1
- 「子ども国連委員会」をめぐる
「子どもサミット」は大荒れ／…… 3
- 日英、いじめ「生徒相談員」が交流…… 4
- すったもんだの「町田市子ども憲章」づくり…… 6
- 「子ども人権サポーター制度」の発足…… 7
- 沖縄・高校生も参加した県民投票…… 8
- 「小さな市民たち」の行動——教科研…… 9
- 条約の実施で教育学会が議論…… 9
- インドにおける「監禁児童労働」問題…… 10
- 留学生から見た中国の子どもたち…… 11
- 「模擬・子どもの権利委員会」の開催…… 12

特集

子どももおとなの パートナーシップを求めて

子どもの権利条約は、子どもに対し、市民として今の社会に発言し、参加することを求めた。意見表明権や表現の自由などの市民的権利が子どもに保障されているのはそのためだ。では、現代社会において、子どもたちは、市民としてどのように、行動しているのだろうか。本誌では、今年四月号（NO・25）で、「子ども議会」「子どもの参加の権利」をどう実現するか」を特集したが、今回は、より広範囲な子どもも参加の現状を浮き彫りにし「子どもとおとなのパートナーシップ」をめぐる課題を探ることにした。国内では、子どもの意見表明権を県レベルで初めて取り入れた「みやぎ子ども議会」を、海外では、国連に子ども・若者の委員会を作ることとした「子どもサミット」（於・コスタリカ）をネットワーク事務局員が傍聴した。このほか、イギリス等のいじめ問題解決への「生徒参加」（相談員、条約実施の検証への子ども参加、地域における「子ども憲章」づくり、環境問題、文化活動、学校生活などへの参加、沖縄の基地問題に対する高校生投票行動、そして、子どもを支援する「子ども人権サポーター」創設の動きなどを収めた。

「みやぎ子ども議会」開かれる

そこでみた「子ども参加」は

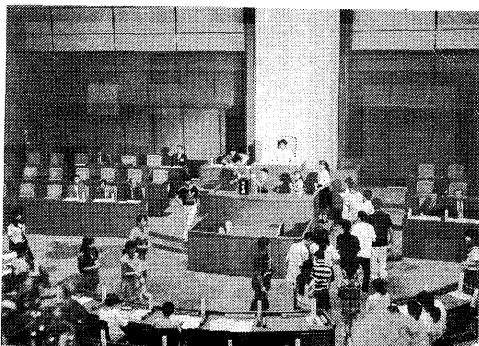
宮城県が全国ではじめて意見表明権の行使を目的として実施した「みやぎ子ども議会」を八月二三日に傍聴した。この示唆に富む子ども議会の背景や内容を報告したい。

「みやぎ子ども議会」開催にむけて

県によると、「条約が発効して一年半が経過するが、子どもが大人と同等の市民権をもつ『権利の実践主体』とした条約の主旨が社会や子どもに周知されていない」ことや「児童関連施策が大人の視点や価値観で行われ、当事者の子どもの意見を具体的に施策につなげるシステムがない」ことに對して、少子化対策で設けられた「宮城県児童環境づくり推進協議会」が、昨年十一月子どもの意見を社会に反映させる公

的な場として「宮城子ども会議」を行うことを提言。

これをうけて県は「みやぎ子ども議会」を設けることを決め、五月から六月まで一カ月、県内の全小中高八三〇校にクラス一枚分の募集チラシ・ポスターを送付して公募。ポスターには「こんな学校になればいいな」「子どもの権利を守るためには」「ノーマライゼーション社会をつくるには」「自然を守るために」「わたしたちがつくる男女平等社会」など十のテーマが書かれ、このなかから子どもがテーマを選んで応募する。募集に応じたのは、小学生二四六人、中学生二二五人、高校生二九人の計五〇〇人で、地域、年齢、性別、テーマのバランスに配慮した選考の結果、



「意見表明テーマ」の子ども議員投票
——みやぎ子ども議会から——

二二九人の「子ども議員」が選ばれた。「地区議会」から「本会議」へ
まず、県内七地区（福祉事務所単位）に分かれての「地区議会」が、七月下旬から八月上旬にかけて行われ、各

ーマについて色々な意見がだされた。そして、各地区議会で抽選された六三人の子ども議員が「県議会」にあつまる。一〇のテーマを四つに分けての「委員会」と全員による「本会議」が行われた。委員会は、地区議会でだされた意見をもとに討論した。「大人に言いたいこと」では、「学校で決められているが、私服、髪型など限度を守れば自由でいいのではないか」に「らしさを決めつける。まじめで学問がすべて。外見で判断する」(高二女子)「部活の先輩が髪型について言ってくる。先輩に逆らっているのと言われる」(中一女子)。「子どもの権利を守るためには」「子どももののプライバシーが守られていない。自分専用のポストがほしい」にに対し「ポストをつくっても見られてしまう」(中一女子)「見るのやめて」と言うべき(高二女子)といった意見。「誰でも意見を言える場(例えば「意見の日」)をつくってはどうか」には「親も分かってくれないので大事。月に二、三回必要」(中一女子)。「条約について知らない人が多いので知らせることから始める。大人には新聞やポスター等で知らせ、子どもには学校で先生や詳しい人に講演してもらうのがよい」には「授業参観日に条約を学習するとよい」(中三男子)といった感じの意見がつづく。本会議も全体で同じように討論し、最後に自分が最も強く表明したいテーマを投票で選び、「自然を守るために」が一八票でトップ。「大人に」「子どもの権利」は各三票だった。

意見表明に三つの機会―先進的特徴

「みやぎ子ども議会」は、いくつかの先進的特徴がある。第一に、条約一二条の意見表明権の行使を目的としたこと。意見に対する行政の回答が求められる。第二に、子どもの公募とした

“次”そもつとつまくいく

子ども議員奮闘記

小竹 寛子(子ども議員・高校生)

今年の夏、私は宮城県初の試みとして行われた「宮城子ども議会」の議員として思うぞんぶん自分の主張をできる機会に恵まれました。

初めに石巻で地区議会が行われ、そこで私は議長を務めさせていただく事になったのです。おおせいの人々の前で、もう二度と座れないだろうその議長席は議会中を見わたせる所になりました。そのイスに手をかけて、みんなの注目をあびながら席に着く瞬間には、さっきまでの不安もどこかへ飛んでいって、私の胸の中には、これから始まる事への希望でいっぱいでした。会議中は、「考え中です」という意見が続いて、少しモタついた場面もありましたが、副議長と共になんとか乗りきることができました。そして私達石巻、塩釜地区の意見として「子供のできるボランティア」を本議会へもっていくことが決定したのです。さてみなさんも「飢餓」という言葉を耳にしたことがあると思います。発

こと。公募が条約の広報にもなっている。第三に、地区議会や委員会をもつたこと。子ども議員は本会議を含め三回の意見交換を行える。小学校低・中学生の参加(今年は応募はあったが選ばれなかった)や教育行政や青少年行

展途上国では毎日、三万五千人もの人々があたりまえのように死んでいきます。政治的争い、宗教的争い、イデオロギーの違い。いつも大人のぎせいになつて子供たちが苦しい思いをするのです。そんな子供たちを私たち子供の手で救おう。私たちにできることって何だろう。と思い私はYEHでの活動を決心したので。そして今回、もつと「飢餓」のことを知ってもらうために、この子ども議会に参加することにしたのです。

本議会では、地区議会よりもずっと内容をほりさげた話し合いができました。私も委員長として十分満足のいく委員会になったことをとてもうれしく思います。地区議員では自分の意見をみてもらうことに夢中でじつくりみんなの意見をきくことができませんでした。でもこうやって委員長という立場になってみんなの意見をまとめていると、今まで考えつかなかったような興味深い意見やおもしろい意見がたくさ

政との連携(担当は児童福祉課)といった課題もあるが、千葉や東京の自治体議員が傍聴するなど、各地の子ども議会に与える影響は大きく、今後のとりくみに注目したい。

(菅源太郎)

んあることに気がつくことができました。

県庁のとなりにある議場は、少し暗くてやけに静かな所でした。入り口の所にあつた歴代知事の顔写真にジッと見つめられている気がしてよけいに緊張してしまいました。しかし私達が大きく重いドアをあけると、まるで生きたかえつたかのように明るくなって議場が私達をむかえてくれました。

話し合いの方はあまり、満足のいくものではなかったように思います。自分でも、発表内容がまとまらなかったり、全体的に、話があちこちに飛んで、あつというまにおわってしまったり。

でも「次こそはきつともつとつまくいく」という自信が一人一人の瞳からめいってばい伝わってきました。今回はまだ一回目ということでおとなしかったみんなも、次回はもっと大きくて強い意志をもってやってきてくれることでしょう。そしてぜひ、私が高校生であるうちにもう一度出席したいと思っているのですが。

大人のみなさん、子供も子供なりにいろいろな事を考えているんです。「子供のくせに」なんて言わないで、今後ゆつくり話し合ってみませんか？

すれ違う子どもたちの思いとおとなの思い

「子ども国連委員会」をめぐる「子どもサミット」は大荒れ!

「子ども国連」選出の「子ども国連代表」をおとなの思い

一九九六年八月五日から同一七日までの約二週間、中米のコスタリカで「子どもサミット」がアメリカのPeace WaysというNGOの主催で開催された。この会議に私も日本の子どもたちと参加した。

この「Peace Ways」という団体には、現在に至るまでに約四万人の子どものたちが関わってきたそうです。この団体は活動の主目的として、三つのことを挙げている。

一、子ども・若者の委員会を国連につくろうとゆうYGA (Young General Assembly) 計画

二、Food Project

三、子どもたちを癒そうとゆうHEAR THE CHILDRENS DAY 計画がある。

この一番目の計画の実現方法として、まず、各国が子ども国連(NATIONAL COUNCIL)を作り、そこから選出された各国代表の子どもたちによって、国連へ提言をし、その子どもたちがY

GAの委員となるというものである。

この団体の活動報告書では、現在三カ国で規模は不明であるが、国としての報告の出来るような、子ども国連がある。また、四九カ国で実現に向けて準備中であり、八七カ国に対して、この団体の方から、呼び掛けを行なっている最中である。

現実の問題解決の一步を— 子どもの思い

今回のサミットには、約二〇カ国から約四〇人の子どもの参加があり、国内で彼らを取り巻く国内での貧困などの問題に実際に携わっている子どもたちが集まった。

ですから、子どもたちは、自分たちを取り巻く現実的な問題の改善・解決方法を考え、まさに自分と自国、自国内の餓えた仲間のために、出来ることを探しにきたわけである。彼らにとつての目的は、子どもの国連を作ることではなく、国内・世界の状況を変えていくことであり、彼らにとっては、子どもの国連委員会は、ただの方法論でしかなかった。そして、今子どもたち

が抱えている問題と、大人が訴えている問題は、同等に優劣を付けがたい問題であった。

しかし、大人たちの目的は、子どもの委員会の設置などのこの団体の趣旨を理解させ参加・賛同を求めるものであった。ですから当然子どもたちとの利害が一致しなかった。そんなお互いの意思の不一致の大きななかで、大人が一方的に何かを求めるとき、パートナーシップという言葉は、ただ、子どもたちの自由を奪うことにしかなかった。また、生活面では、朝八時半から夜九時半近くまで予定があり、会議のあった施設内からの無断外出は禁止、酒およびタバコは合法的に認められていても一切禁止、一切の性的交渉の禁止といったひどい「人権侵害」をうけた。

このように、子どもたちの要望・要求とのバランスが崩れたことと、自由を奪われたことにより、多くの子どもたちがこの会議をボイコットした。私も、子どもたちとボイコットした。しかし、私と子どもたちは、ただボイコットするだけではなかった。代表

の女性の方と何度も問題の所在と子どもの権利尊重について話をした。具体的には、私は子どもたちの自由・自治・自己決定の重要性を訴えた。しかし、代表の女性は子どもたちにはしつけ・訓練・統制が必要だと言いつつ、会議のやり方を変えなかった。

その結果最後の会議に参加した子どもたちは、とうとう半数の約二〇人となった。しかし、私とともに会議のやり方に反対した子どもの一人とともに、代表者と話し合い、次回からは、様々な決定をする時、大人だけではなく、子どもも加わって出来るように約束されたので、来年はもっと子どもたちにとって意味のあるサミットになると思われる。

(勝本浩司)



「子どもサミット」の集会風景

イギリスと日本で いじめ「生徒相談員」が交流

イギリスの生徒相談員来日

九月二日から十六日にかけて、日本教職員組合や世田谷区教育委員会などの招きで、イギリスのアクランド・バーリー校から六人の子どもたちが来日した。本誌26号でも紹介した、生徒自身が相談員となって子どもたちからのいじめの相談に乗るというプロジェクトABC (Anti-Bullying Campaign) のメンバーたちである。

現在ABCには約四十人の生徒相談員がいるが、今回来日したいずれも創設当初から関わっていたメンバー。サイモン・リース (十八歳・男)、ダニエル・シンガー (十六歳・女)、メイブ・ガビン (同)、クレア・アンドリュース (同)、パトリック・クープランド (十六歳・男)、シヨーン・ノートン (十五歳・男) の六人である。付添いとして、アクランド・バーリー校の副校長を務めるジョー・ゲイツさんと、ABCのアドバイザー的存在であるフラー・シンガーさんも同行した。

相談員の役割と責務

アクランド・バーリー校では、週三日、昼休み時間に生徒相談員がABCの部屋で控えていて、生徒は誰でも相談にいくことができる。相談員は悩み

を抱えた生徒の話しに耳を傾け、解決方法についてともに話し合うが、それだけではない。場合によって、いじめている側に接触して話を聴いたり、当事者全員を集めて話し合いをさせたりということも行っている。その場合、相談員がどちらかに味方したり、一方を責めたりすることは決してない。「ノーブレイム」(非難はしない) アプローチと呼ばれるこのような姿勢は、イギリスでも徐々に広がってきた。

相談の秘密は厳守され、相談員同士の会議などで自分が抱えているケースについて話し合うことがあっても、相談員が相談者の名前を出すことは禁じられている。また、相談員の中には、かつていじめっ子だった経験を持つ子どもも少なくない。

ABCのメンバーは、この活動は「いじめている子のための、そして、いじめられている子のためのものです」と語り、その目的は「解決策にたどり着くこと、前に進む道を見つけることにある」と強調した。非難、罰、復讐という「破滅的な悪循環」に陥るのではなく、ともに解決策を模索しようという姿勢である。「友情」「信頼」「尊敬」

「調和」が彼らのキーワードだとも言

う。
生徒・親・教師のパートナーシップ
を求めて

もちろん子どもたちがいじめ問題の解決を委ねることには、疑問や不安の声も少なくない。日本でも、そのような質問は多く聞かれた。しかし、ABCの子どもたちは、自分たちは生徒といわば「同じボート」に乗っており、また相談内容を誰にも言わないので、それだけ生徒の信頼を得やすいのだと強調している。

また、ABCの活動がすべて子どもたちの手だけで行なわれているわけではない。相談を受けたあとに相談員がいやおうなく抱える心の惑いや重荷を晴らす(デブリーフィング)を始めとして、相談員のスーパーバイジング(上級カウンセラーによるカウンセラーへの援助・監督)などは、カウンセラーの資格を持つ大人の手によってしっかりと行なわれている。子どもたちが強調するように、ABCの活動は教師、親、生徒のパートナーシップに基づいた共同作業なのである。

錦台中学・本郷中学との交流

今回の来日では、ABCのメンバーは、やはり生徒が中心になっていじめ問題の解決に取り組んでいる学校も訪れた。生徒カウンセラー四十七人が登録している横浜市立錦台中学校、生徒会の二年学年委員会が中心になって「いじめ防衛隊」と名づけた相談箱を設置した横浜市立本郷中学校などである。

このような取組みを行っていないその他の学校でも、ABCの子どもたちを迎えたのをきっかけに少しずつ動きが起きているようだ。

もちろん、いじめに関する全校的な取組みや、大人からの控えめな、しかし確かな援助がなければこのような生徒自身による活動は育っていかないだろう。非難の応酬や責任のなすり合いはもうやめて、ABCの子どもたちが教えてくれた哲学に学び、子どもたちを中心に据えた建設的な議論と共同作業によっていじめ問題の解決を模索していくべき時期である。

(平野裕二)



ABCメンバーの子どもたち
船橋中学校のお別れパーティーにて

子どもからの条約検証

子どもの「声」で、国連に 日本の子どもの実態を伝えよう！

山本

賢司

(子どもレポートをつくる
実行委員会運営委員)

「子どもレポートをつくる実行委員会」は、さ来年五月に予定されている、国連・子どもの権利委員会での日本の『政府報告書』の審査の資料として、『子どもの生の声』を国連に届けることを目的として今年八月二十五日に発足した実行委員会です。いまは中・高校生を中心に、大学生がサポートする形で活動しています。

実行委員会ではたくさんの子どもの「声」を集め、政府の報告がいかにか表面的でその場しのぎのものであるかを明らかにしようと思っています。「こんな校則はおかしい」「私はこういうイヤな体験をした」「もっと遊べる時間や環境がほしい」などなど、いま学校や社会に対して言いたいことをどんどん実行委員会に送ってください。それがそのまま国連に届けられます。

参加方法は、どんな紙にでも「名前」「年齢」「連絡先」(本文にあたるもの)を書いて、以下の連絡先に送ってください。まとまった文章でなくても一言のコメントや寄せ書き、イラストなどでもOKです。いままでのみなさんの取り組みや調査の成果に文章を付け加わえるだけでも十分です。これまで「のま」と、また、「これから」のきつ

かけとして、この取り組みをおおいに

井戸端会議で「いじめ」論議

——子どもの権利条約ネットワークから

九月九日ネットワークの事務所のあ
る浜松町で、ネットワーク・トークを
おこないました。

いじめ問題を、文部省の調査研究協
力者会議が発表した「いじめの問題に
関する総合的な取り組みについて」今
こそ、子どもたちのために我々一人一
人が行動するとき——と題する報告書
をもとに話し合ってみましょうという
呼び掛けをしました。

今回は、いじめ問題をどうにかしなけ
ればと思いながら、具体的にどう動いた
らよいか迷っている人たちが、お互い
の話を聞き合う中で、自分のできる事
を見つけられるのではという事で、出
席者が自由に話し合う事にしました。

学校は「刑務所」みたい・・・
はじめに、十九歳のKくんが小学生
のときから今日までの自分の経験を話
してくれました。小学生のころは、い

活用してください。

また、実行委員会のメンバーとして
活動してくれる人や支援してくれる大
人の方、ぜひともご連絡ください。資
料の請求や活動への問い合わせなども
以下の連絡先までお願いします。また、
子ども主体の会なので財政をすべてカ
ンパでまかなっています。

じめられたらやり返せとか、自分に自
信を持てとか、親には言われるし、先
生は話をきいてくれず、ただ勉強を
しろといわれてきた事。中学に入っ
ても小学生の頃の人間関係を引きず
っていて、またいじめにあつてしまっ
た事。そこでも、親や先生は進学と勉
強の事しか言わず、追いつめられて外
出もできなくなり、神経科に通うよう
になった事、カウンセリングに通うよ
うになり、そこで初めて共感してくれ
る人に出会い、今ではその人の言う
通りにしてきたけれど、自分の事は自
分が決めればよいと分かった事など話
してくれた後、最後に学校は刑務所
みたいで、まるで生徒を懲らしめて
みたいといった言葉が印象的でした。

中学生の子どもを持つ母親からは、
親同士が本音で話すと、いじめられる
子どもにも問題があるとか、あの性格

ではいじめられても仕方がないとかい
う結論に落ち着くという話を聞かれ、
少々驚きました。今回の報告書でもそ
のような考え方は一掃されなければな
らないと謳われていますが、実際に世
の中の風向きを変えるには時間がかか
るのかもしれない。

「生徒に任せる教育」を・・・
学校に対する意見も多数出されました。
先生はすぐに生徒の問題点を見つけ
出し、克服せよとしたり、「丸と
なって取り組もう」とか言うけれどそ
んなことは止めて、違う意見や、いろ
いろな考え方を認め、もう少し生徒に
任せる教育をしたらどうかとか、給食
をすべて食べさせる事はいじめに等し
いとか、学校に柔軟性を求める意見が
多かったように思われます。

その外、世田谷区の取り組みについ
てなど沢山の話題を取り上げ、結論が
出るというような会にはなりません
でしたが、お互いの話を聞き合う事に
意義はあったと思います。

次回の井戸端会議にも沢山の方に集
まっていたきたいと願っています。

(赤池 悦子)

〒一五五 東京都世田谷区北沢二一
〇一五—A三〇三 DCI日本支部
気付「子どもレポートをつくる実行委
員会」 TEL・FAX 〇三—三四六
六—〇二二二(自動切替)
郵便振替 〇〇—四〇—七—一二二六
〇七「子どもレポートをつくる実行委
員会」

条約〈検証〉第⑥回

地域レベルでの「共同体的な権利実現」の検証

一九九六年九月十六日、早稲田大学で、「子どもの権利条約フォーラム'96 第一回プレフォーラム 地域における子どもの権利条約の実施と検証」が開催された。大阪のプレフォーラム（8頁）に連動する集会であり、地域団体関係者など二〇名あまりが参加した。「子どもの権利条約をすすめる町田の会」の林さんからは、「子どもも参加の『子ども憲章』づくりの実践などが、日野の子どもの人権専門委員の平さんからは「子ども人権サポーター制度」の構想などが報告された。これらの活動は、「コミュニティにおける権利行使の指導」（条約5条）などとも関わり、共同体的な権利実現の検証作業に他ならない。

すったもんだの

「町田市子ども憲章」づくり

林 大介

（子どもの権利条約をすすめる町田の会代表）

大人主導から子ども側のまきかえし

東京都町田市は今年、青少年健全育成都市宣言三〇周年を迎えた。それを記念した事業の一つとして、またこれからの青少年育成施策体系の基本理念を確立するために、子ども憲章の策定をした。この憲章の策定には市内の子どもが主体的に参加し、「子どもの権利」の視点を含んだ憲章を創りあげた。彼らは自分たちの視点として個性・自主性・夢・友情を前面に押し出し、思いをそこに託したのである。

しかも実際にこのような憲章ができ

るのには多大な時間と労力が必要であった。そもそも大人（行政）側は大人主導による憲章作成をするために事前にたたき台としての「憲章素案」を作成し、子どもの参加を認めたのは文案決定のわずか3カ月前。しかしそこに参加した子どもたちは、大人主導型の雰囲気はもちろん、大人が理想とする子ども像の押し付けをイメージさせる素案に反発し、憲章に対する思いを強く訴えた。こうしてやっと子ども中心の起草作業ができるようになり、彼らは毎日のように議論した。

最終決定への参加が課題

だがその後も大人との意見の対立は続き、また最終決定は大人だけでした。ため最終的な文案も子どもの了承を得ないままに修正（そのためにニュア

スが若干変化）がなされ、最後まで信頼関係を築くことはできなかった。

町田市子ども憲章

（一九九六年五月十一日 町田市・子ども憲章実行委員会作成・公表）

みんな自分に素直に生き、
そしてお互いを認め合うそんな社会へ
それは、みんながそれぞれの生き方を
追うことができるということ。
そして、他の誰とも違うかけがいのな
いわたしが、
まわりのすべてのものとともに、生き
るということ。

人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。
でも、自分勝手に行動するだけではない
けない。

相手の立場になって気持ちを理解し、
お互いを認め合える社会をつくってい
きます。

自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切な
こと。人にやってもらうばかりではだ
めなんだ。いつも楽しくなるように、

このような過程を経て誕生した子ども憲章ではあるが、そこに参加した子どもが自己主張をし、自らの手で憲章を作成したことの意義は大きい。
そして憲章作成に携わった彼らは、現在憲章の意義を広めるために、行政だけに頼らない自らの手による広報を計画し、各地で活動を始めている。

個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなが違ってもこわくない。当たり前のことなんだ。だから、それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、みんなが助け合って生きていきます。

学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、

ものごとに前向きに取り組んでいきます。

友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえないもの。いつも気持ちがかかり合える、そんな仲間。だから、仲間を大切にし続けます。

夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、自分の夢を持ち続けます。

子ども人権サポーター制度の発足に向けて

平 清太郎（子ども人権オンブズマン）

〔子ども人権オンブズマンに指名される〕

一九九四年八月、法務省は、子どもの権利条約批准を受けて、子ども人権オンブズマン（子ども人権専門委員）を指名した。私もその一人として指名を受け二年が過ぎた。この間、三つの活動目標（①相談活動②啓発活動③子どもの居場所づくり）を立てて取り組んできたが、一人の力の限界を感じざるを得なかった。

〔日野市子どもの人権を守る協議会の発足〕

そこで地域ネットワーク化の対応策として、一九九五年六月、学校という枠を越えて子どもの人権を守るための「総合的な第三者機関」を早期に設立しようと、市教委に提言した。

教育長は、「趣旨には賛成、人を得ることが大切」と答えてくれた。これを受け指導主事と第三者機関の設立の準備を進め、一九九六年四月三十日に、「いじめ」、体罰、不登校、虐待に苦しむ子どもを地域のみんなで救おうと、「日野市子どもの人権を守る協議会」（会長稲山恵久弁護士）が発足した。

学校関係者だけでなく、保健所長、医師会長、市立総合病院小児科医長、児童相談所長、弁護士、保護司、人権擁護委員など、さまざまな分野から専門のリーダーが集まった。

早速、会則、役員、活動について協議し、最後に「市民が一人となつてすべての子どもの人権が真に守られるよう強くアピールする」という訴えが満場一致で採択された。

その後活動は順調に進み、六月、九月の定例会では、事例研究「子ども人権サポーター制度」などについて熱心な討議がなされた。

〔子ども人権サポーター制度へ向けて〕

しかし、協議会は発足したが、守秘義務がある委員の活動にもおのずと限界があることに気付いた。専門性を生かして問題の本質を探究することは可能だが、市民への運動の拡がりという点に関しては、必ずしも充分ではないからだ。

そこで、試行錯誤の末にたどりついたのが、「子ども人権サポーター制度」である。これは、子どもの心をケアしていく支援者を地域から募り、小学校

区単位に、「子ども人権サポーター会議」を開きながら自主的・主体的な活動に取り組んでいくことがねらいだ。この新しいシステムによって、小地域単位で、子ども人権サポーターが核になり、きめ細かな支援活動（①調査・研究②

予防・啓発・相談活動③ネットワークづくり）が可能になる。今の段階では夢のような話だが、夢に終らせぬよう全力投球したい。先日（九月二十一日）のシンポジウムで、市民に、「子ども人権サポーター制度」について提案したところ早速応募者があった。

「子どもの人権、地域で守ろう！」をスローガンに掲げ、このシステムを地域にしっかり根付かせたいと思っている。ご支援を！

子どもの人権 地域で守ろう

子ども人権サポーター募集!

日野市子どもの人権を守る協議会



（子ども人権サポーターとは）
子どもの人権を守る支援者
という意味です。

（具体的な活動）
「いじめ」・不登校・
体罰・虐待などに
苦しむ子どもの
心のケアを地域の
みんなでしていくために、各小
学校区ごとに子ども人権サポーターが核になり

①調査・研究②予防・啓発・相談活動
③ネットワークづくりなどの活動を積極的に行っていく予定です。

沖縄米軍基地問題

高校生も参加した県民投票

山吉 剛（沖縄大学・
ネットワーク委員）

十人に六人が投票所に足を運び、うち八九%の人が「基地ノー」の意思を表明した九・八沖縄県民投票。戦後五十年の歴史の中で初めて自らの運命を表わした県民投票。

中でも高校生の活動は特筆すべきものがあつた。

第一は巷で「模擬投票」と呼んでいるところの「高校生による県民投票」である。設問の仕方も賛否の数もかなり違う。集計結果は次のとおり。

集計結果

日米地位協定の見直し

したほうがよい……七五割

しないほうがよい……五割

わからない……一八割

白紙・無効……二割

米軍基地の整理縮小

したほうがよい……六七割

しないほうがよい……一二割

わからない……一九割

白紙・無効……二割

有権者数（全生徒数－欠席者）……四一、

六五三人

投票者数……三六、一三九人、投票率……

八六・八割

二一世紀の主人公になる高校生たちの意見表明権の行使として、大田知事

はちゃんと尊重すべきではなかったか。「知事の考えが分からない。尊敬し、心の励みとしていた人を失ってしまったような気がする。」（琉球新報九月二十七日）と言わせてはいけない。

高校生の県民投票は、八月二十日那覇市で開かれた第一三回高校生交流会の平和問題分科会で提起された。高校生で県民投票しようの会、会長の比嘉憲司君（浦添高校三年）は、「これだけ多くの高校生が基地について考え、投票に参加してくれてうれしい。今後は、基地について考え行動する意思を持つた後輩をサポートしていきたい」と話している（前掲九月六日）。また十五人

小さな島の 大きなナンセンス

小さな島を二つに分ける

疲れた金網

写真からはみ出した

小さな島の大きな憂鬱

海に落ちてた命の抜け殻

僕に夢を与えてくれた異国人

たくさんのナンセンスに囲まれた

小さな島

大きな力に抑えこまれたこの島

繰り返される嘘

つまらない日々の抜け道

の実行委員からは「これで終わりではなく、投票をきっかけに高校生としてもっと大きな動きをつくりたい」などの声が上がった。とかく無関心層が多いといわれてきた高校生。まんざらでもないよといったげだ。

高校生はまた、音楽を通して県民投票に貢献した。読谷高校のフォークグループ波平ーズ（なみひらーず）は、連日のイベントで公演し、若者のみならず幅広い年齢層の共感をよんだ。新垣大吾君（VO）、知花勝志君（VO、G）がデビューしたのは今年の憲法記念日、オリジナル曲はただいま一曲。代表曲の歌詞は次のとおり。

さした飛行場の光

繰り返される嘘

たくさんのナンセンスに囲まれた

小さな島

行き場のない怒りを

抑えこまれたこの島

繰り返される嘘

夢を語ったあの日は

今でも変わらずに僕の中に

投げやりな思い

僕には何が正義なのか分からない

投げやりな思い

だれか僕に本当の正義を教えてください

大阪「ブレ・フォーラム」だより

権利行使のための

「五つのハードル」をこえる

大阪で初めて開催される「子どもの権利条約フォーラム」を盛り上げようと去る九月七日、ブレ・フォーラムとして大阪市内で講演会が開催された。当日会場に集ったのは約五十人。教員・自治体職員・大学生・サラリーマンなど様々な人が参加した。まずワークショップ形式で、お互いが知り合ったり、子どもの権利条約に関する意見を交換する時間を持ったのだが、条約を日本政府が批准したことを知らない人が多いのには驚かされた。そして、半数以上の人が条約批准後も日本人の子どもも観は変化していないと答えた。もっとも条約内容を市民に広報していかなければという思いを強くした。続いて、喜多さんより「権利主体としての子ども」観と日本の教育」と題する講演があった。まず、市民レベルでの条約実施の検証の必要性について、これまでの三回にわたるフォーラムの取り組みにそくしてお話いただいた。そして新たに「地域レベルでの条約実施」「子どもの意見表明・参加」「国際協力」という未経験の検証領域へのアプローチが必要であること、後半は、日本の子どもが権利を行使するに際して①自分自身②仲間③おとな④情報⑤受験の「五つのハードル」をこえていく必要性が強調された。（浜田進二）

「小さな市民」たちの行動

—夏の
教科研から—

油まみれの鳥を見て—高校生の地球環境活動

一九九二年の国連環境開発会議（地球サミット）をきっかけに誕生した、高校生の環境問題グループSBW。知り合いの中高生一〇名に呼びかけ、新潟・柏崎で支部を作った当時高校一年の中村由紀乃さん（現・新潟工科大一年）たちは、身近な下水問題調査、海岸清掃活動、学習活動などに取り組んできた。

だが、中高生だけの活動は継続が難しく、現在はSBW自体も浜動を停止。「湾岸戦争で見た油まみれの鳥の姿が活動のきっかけ」という中村さんの話は、若者の自発的な意欲を、仲間に働きかけ、集団を組織し、持続的に活動していく能力と結びつけることの必要性を物語っていた。（高校生向けに市販されている自主活動の手引きは、高文研『高校時代をどう生きるか』のみ、というのが出版大国日本の実情である）

先生に異議あり—中学生の人権委員会活動

校則を改正し、荒れた学校を再建してきた長野・小諸東中学校では、四年前、子どもの権利条約の学習をしたクラスで、人権委員会が発足。人権アンケート、人権通信の発行、暴力追放アピール、「こんな学校にしたい」パネルディスプレイ「にとりくみ」、地域の教育研究集会へも参加してきた。

アンケートでは「授業の質問に答えられない生徒をばかにする」「テストの出来次第で勉強していいと決めつける」など、教師に対する不満が多く、校長に伝えて教師側に改善を求めたという。

「委員会に入ってから活動が面白くなった」という正・副委員長（中学三年）の活動は試行錯誤のようだが、生徒会の組織として人権委員会が存在することの意義は大きい。「生徒の意見を自由に出せる仕組みが学校内に存在するだけで、少なくとも公然の体罰などは全く起こらなくなるし、生徒に都合のよい決まりは増えない。今の学校では『生徒のNO』をまず保障することが第一歩だ（担任の下平氏）。こうした委員会が全国に誕生することを望みたい。」

もって自分を表現したい—子ども・若者の地域文化活動

長野県の上田で子ども・若者と地域の文化活動に取り組む「ヒューマンボイス」は、子どもの権利条約の普及運動をしてきた子ども劇場の母親五人が出資・設立した有限会社。

「お母さんのボランティア活動」ではなく、社会的立場を明確にしたいという。

公募した高校生スタッフによる『子どもだって人間なんだぞ！マンガ子どもの権利条約』の出版や、「第一回子どもの権利条約フィスィバル」の開催など

ど、子どもの権利条約第三一条（文化的芸術的生活への参加）の実現をめざした活動は、地元の街づくりともタイアップして「大人応援団」を組織しながら進められている。「条約の難しいことはわからないけれど、自分を表現す

条約の実施をめぐる教育学会で議論

八月二八、二九、三十日、京都大学に於て日本教育学会が開催されました。二日間の雨降りの後の三日め、せみしぐれの暑い日に、同学会課題研究「平和・人権・国際理解の教育」の発表が三氏によって報告されました。

安田女子高校の沢野重男氏は「高校生生平和ゼミの現状と子どもの権利条約」というタイトルで、高校生生平和ゼミの今年の沖縄集会の報告と、このゼミの活動を通しての高校生の「意見表明」「社会参加」を中心にした活動実践の報告をしました。

滋賀大学の梅田修氏からは、「子どもの権利条約と教育実践」ということで、同和教育の実践にかかわっての報告がありました。同和教育の歴史を踏まえて、差別の分析と、人権認識の形成等、これらの成果の子どもへの権利条約によるさらなる発展継承の方向が示されました。

早稲田大学でネットワーク代表の喜多明氏は「子どもの権利条約の実施と検証の課題」というテーマで、九四年に条約が批准発効されてからの実施

る場がほしい」という高校生たち。その活動のスケールと、彼らを支える岩下代表のパワーに、子ども・若者の地域文化活動の新しいスタイルを見る思いであった。

（田久保清志・国学院大学）

検証の必要性、特に「市民レベルでの検証」の必要性が訴えられました。また「子ども」を抜きには考えられない「教育学」上の検証、そのための発想の転換が求められているのではという提起がありました。

子どもの権利条約を実践活動の中で取り上げられた前二例の先生の報告は別として、残念ながら子どもの権利条約は、市民の中に実効あるものとして根づきつつあるのかという心もとな。喜多氏から提示された子どもの権利行使のかべ①自分自身②仲間の、③大人、大人社会の④情報⑤受験のかべという五つのハードルを越えねばならない状況があり過ぎる。

また、殊に関西地域においては、同和教育という人権教育の長い歴史があるにもかかわらず人権、権利の意識は一般化していない。子どもでは言わずもがな。会場からは、同和（人権）教育は、子ども一般の人権認識へと向き合う転換が迫まれているのではという発言があり、議論を呼んだ。

（浅利千代・主婦）

インドにおける「監禁児童労働」問題（その1）

人権NGOレポートから

園田 京子（CWA日本委員会）

フィロミナは十一歳

フィロミナは十一歳。インド南部デインディグルにあるコイル（椰子の木の繊維加工）工場で働いている。貨物トラックから椰子の樹皮を降し、機械にいれるのが彼の仕事だ。機械の口はフィロミナの背丈よりも高い、踏み台に上りなんとか樹皮を入れるとけたたましい粉碎音が響きわたる。どっと埃が舞い上がり、鼻孔も服も手にも体にも埃がこびりつく。コイルはタワシや足ふき、縄に加工される。汗と埃だらけになって働くフィロミナの稼ぎは一日八ルピー（約三〇円）ほどだ。

父親は他界し、兄、弟、妹そして母親との五人暮らし。家族の生活を支えるため妹と弟は製綿工場で働いている。しかし、フィロミナと同じ工場働いていた兄はすっかり胸を病んでしまい、もう働きに出ることはできない。最近、フィロミナもひどく咳き込むことがあるという。

貧困の中、フィロミナのように子供たちは自らの生存のため、家族の生活を助けるために働きにでる。大人に比べ従順な子供たちは雇用者に抵抗する

術を持たない。組合を組織して権利を主張することも、ましてや力で抗議することもできず、利益ばかりを追求する大人の格好の餌食になってきた。

「奴隷的な労働」の中で

世界中のほとんどの国が『子どもの権利条約』を批准した今日でも、働く子供たちは極めて劣悪な状況下でまさに奴隷的な扱いを受けているのだ。多くの子供は前払い契約によって束縛を受けている。拘束や監禁され、家族との連絡を取ることさえ許されないケースもある。一日の休みも貰えず、連日十二時間以上も強制的に働かされる。そんな子供たちに支払われる賃金は国の定める最低賃金の三分の一程度だ。

製造業で働く子供は危険な化学薬品や高熱、ほこり、煙や騒音の中に小さな身体をさらしている。大人用に設計された機械を使うため、手足を切断するといった事故に見舞われることも珍しいことではない。ブランドেশンで働く子どもは炎天下で長時間働かされ、毒性の強い殺虫剤や農薬を頭からかぶることもある。路上で働き生活するストリート・チルドレンは常に交通

事故と背中合わせだ。街を仕切るヤクザなどによって麻薬や売春などに引きずり込まれる危険も高い。男女を問わず売春をさせられている子供たちは、常にエイズや様々な性病に感染する危険に直面している。また、業種を問わず、反抗をしたり、仕事が遅かった場合、雇い主に鞭で打たれたり、蹴られたり、食事を与えられなかったりと虐待を受けることさえある。

HUMAN RIGHTS WATCH
CHILDREN'S RIGHTS PROJECT
HUMAN RIGHTS WATCH / ASIA

The Small Hands of Slavery

Bonded Child Labor in India



ILOは、昨年、経済活動にかかわった一〇〜一四歳の子供は、全世界で約七、三〇〇万人と推定している。その内、四、四六〇万人がアジア地域の子供たちだ。

特にインドでは、マッチ工場、花火工場、ガラス工場、宝石研磨工場、鍵工場やカーペット工場等で、五〜六歳の子供までもが働いている。人口約九億人のインドでは、約四〇％が貧困層以下の生活をしており「児童労働」問題が最も深刻な国の一つだ。

NGOの調査によるとアッサムや西ベンガル地方の紅茶畑で働く家庭では、生活費の約三分の一を子供の稼ぎに頼っている。シバカシでは働く子供を持つ家庭の六〇％が生活費の三分の一から三分の二を子供が捻出しているという。子供は重要な働き手だ。

無力なインドの子ども保護法制

インドにも一九七六年に制定された「監禁労働（制度廃止）法」や一九八六年制定された「児童労働（規定および禁止）法」など子供の労働を禁止する法律がある。しかし「児童労働者」は皮肉にもこうした法律で保護されるのではなく、「法的に存在するはずのない労働者」として扱われ、公的援助も福祉サービスも受けられない立場に置かれている。

「児童労働者」は十分な栄養、医療・健康（二四条）、教育の機会（二八条）、適切な住環境（二七条）、休息・遊び（三一条）など『子どもの権利条約』が規定する最低限の子どもとしての権利を奪われただけでなく、「一人の労働者」として、労働に見合う適正な賃金を得て、安全な労働環境で仕事をする権利、必要な社会保障を受ける権利をも侵害されているのだ。

ヒューマンライツ・ウォッチ（NGO）が報告書作成

九月十六日から十八日まで、ドイツ、イギリス、オランダ、スエーデンなどインドに経済協力を行っている国々が一同に会する「対インド債権国会議」が東京で開催された。これに時を合わせ、アメリカの人権NGOであるヒューマンライツ・ウォッチは『インド、小さな手の奴隷―インドにおける監禁児童労働―』と題する報告書を発表する予定だ。報告書は、二〇年前に「監禁労働（廃止）法」を制定しながら、子供に対するこうした法律違反を取り

締まろうとしないインド政府に対し法律の速やかな執行を求めている。同時に、インドに援助する国々に対しても「児童労働」特に監禁され働かされる子供の労働を止めさせるようインド政府に働きかけること、そして、援助プ

会員だより

留学生から見た中国の子どもたち

九五年夏から九六年の七月まで上海の復旦大学に早稲田の交換留学生として公費留学をした。目的は語学の研修と中国帰国者に関する修士論文を書く為で、東北地方にまで調査の足を延ばした。したがって中国の子どもと「子どもの権利条約」に関しては研究不足で確かな報告は出来ないが、日々目にした子どもたちの印象を少し記してみたい。

「上海」という大都会に暮らす子どもと「長春」という東北の都市、そして「杭州」や「桂林」に代表される観光地の子どもにしか接する機会はないが、経済格差がそのたまたま子どもたちの暮らしにも現れ、両極端の生活を目にして考えさせられる点が多かった。

上海の一人っ子は親や祖父母に大切に育てられ、こざいでおっとりしている。週休二日制が学校にも定着しているの、休日には父母と一緒に外出し

プロジェクト自体に児童の労働がないかどうか調査すること等、援助国としてのこの問題に対する責任を強く訴えている。

一九八六年以降、インドにとって日本は最大の二国間ODA供与国となっ

好きな物を買ってもらい、外食を楽しんで帰って来るのが比較的ゆとりのある家の子ども。少しインテリ家庭になると英語やお習字、舞踊や歌を「少年宮」という国の児童活動センターで月謝を払って学び、小・中学校は学力重視の「重点校」といわれるエリートコースを目指す。

一方、上海駅前小さい広場は地方から出てきた農民や子連れの家族で溢れ、金も職もなく、野宿か物包いで露命をつなぎ、子どもたちがお金を恵んでと空き缶を差し出す。

観光地は特にそれが酷く、子どもを使った「物包い業」という、一種の職業のように、親がそれで生計を立てている姿にぶつかる。素朴な疑問として親が子どもを学校にもやらず「子ども」の意思を無視してこのようなことをさせて罰せられないのかと不思議に思う。

九四年発行「児童の保護と養育」（北京新星出版）の小冊子によると中国は

ており、二国間ODA総額の五〇・五％を占めている。貿易面でも、日本は米国について二番目の大口輸出国である。インドに強い影響力を持つ日本の児童労働廃止にむけた「行動」が今、期待されている。（つづく）

今、義務教育の普及を目指している段階で、九一年に採択された「未成年者保護法」第二章、家庭保護・第九条で保護者に対して教育を受けさせる権利をうたっているが、附則の中にもそれを怠ったことによる罰則規定は見当たらない。（九一年九月六日人民日報）

私が親しく言葉を交わしたのは守衛さんの孫の小学校三年生の女の子や大学の先生の四年生の男の子達だが、女の子は毎日お誕生会か発表会かと見まごうドレスリーな服装で、親が好むそういう服しか売っていないのも中国の子ども服の特色である。大学の教授夫妻はいつも二人で子どもの稽古事や勉強に付添い、子ども中心の生活を送っている。

他方、上海駅前で缶を握った子どもに足にしがみつかれ、待合室にまで入って来た幼い兄弟が膝まづいて両手を出した時には正視に耐えなかった。長春の街角で父親を助けて終日綿打ちの手伝いをしている少年を目にした時も、この国は「子どもの権利条約」を批准しているはずなのに、実際に機能するのはいつの日のことかと深いため息が漏れてしまった。

（小田美智子・早稲田大学院生）

子どもの権利条約フォーラム96

模擬子どもの権利委員会の開催決まる、

秋といえば、子どもの権利条約フォーラムです。そのフォーラムが今回初めて大阪で開催されます。今、いろんな団体が話し合いを重ね、全国の皆さんに関西の良さを知ってもらおうと準備を進めているところです。

このフォーラムは、日本における子どもの問題に取り組んでいる人々と海外における子どもの問題に取り組んでいる人々が子どもの権利条約を通じて出会い、意見交換する場として一九九三年に始まりました。今回は大阪の特性をいかそうと在日コリアンなど多文化・マイノリティの子どもの問題も視野にいれながら、さまざまな子どもの問題について活発な議論ができればと願っています。

また、日本政府の批准後、子どもの権利条約の内容をどのように実現していくかが課題となっています。今年五月には、政府がジュネーブの子どもの権利委員会に政府報告書を出しました。この政府の報告書の内容を検討した上で、それに対応する市民・NGO側の対応の仕方が問われています。

当日の全体会では、『模擬・子どもの権利委員会』を開催し、参加者の皆さんに国連子どもの権利委員会の仕組みを分かりやすく紹介します。この模擬委員会を傍聴すれば、皆さんは条約のこと政府リポートのことがもっと身近に感じられることと思います。

さらに、二日目には元気の出る分科会をたくさん用意しています。子どもの権利条約の精神を取り入れて、具体的な取り組みをして

いる人たちの実践報告と交流の場にしたいたな
あと思っています。
皆さんぜひ大阪に来て下さい。お待ちしております。

日時：一九九六年十一月九日(土)・十日(日)
会場：アピオ大阪(大阪市立労働会館)

JR環状線・森ノ宮駅下車

詳しくは、国際子どもの権利センター ☎(0六)三七五―五四六六まで

“子どもアクション広場”

に参加しませんか

フォーラム96 2日目(十一月十日)

学校のクラスやクラブ、生徒会・自治会で、あるいは学校の垣根を越えて、地域や団体・グループで「子どもの権利条約」の精神を活かした行動に取り組み、瞳を輝かせている子どもたちがいます。またそれは反対に、「体罰」「いじめ」「不登校」などの「子どもの権利」を踏みにじる問題で、心を痛めているばかりか、命を落としてしまふ子どもたちもいます。この問題はほおっておいても解決の方向にはむかいません。ではどうすればいいのでしょうか。私たち「子ども」自身で語り合ってみませんか。「親」や「先生」のこと、地域のこと、学校のことを借り物でない自分自身のコトバで語り合ひましょう。

「子どもアクション広場」では、全国各地の「子ども」同士がしっかりと出会い、語り合い、学びあえる集いにしようと思っています。各グループ・団体の活動紹介やレポート報告も予定しています。

(担当 江口)

子どもの参加

の権利

喜多明人・坪井由実・林豊(増山均編)
《市民としての子ども》と
権利条約 2,500円

解説教育六法 1996 平成8年版 2,400円

「甘い」指導のすすめ 学校は24時間営業か
柿沼昌秀著 1,800円

季刊教育法

体罰はなぜなくならない?

定価1500円

体罰の現在／なぜ体罰はなくなる／大学における人権教育／女子高生の結婚観 他

いじめへの対応

学校・行政・家庭の連携／教師の対応／文部大臣緊急アピール

105号

106号

エイデル研究所

東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
☎03-3234-4641

三省堂

101/東京都千代田区三崎町2-22-14

『子どもの権利条約』No.28

1996年10月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時～午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費 4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 株第一プリント